

ウェルシークラブ会則

1. ウェルシークラブ会則
2. ウェルシーシニアクラブ会計内規
3. ウェルシーシニアクラブ慶弔内規

2024年(令和6年)4月
(改訂版)

1. ウェルシークラブ会則

(名 称)

- 第 1 条 本会は、名称を「ウェルシークラブ」、呼称を「ウェルシーシニアクラブ」と称します。
平成4年（1992年）4月1日を発足日とする。

(目 的)

- 第 2 条 本会は、会員相互の親睦と健康で心豊かな生きがいのある楽しい生活の実現、および互いに支え合える仲間づくりを目指します。

(会 員)

- 第 3 条 本会の会員は、原則として南が丘もくせい西地区に居住するおおむね60才以上で、前条の本会の目的・趣旨に賛同し、入会申し込みをした者としします。

(事務所)

- 第 4 条 本会の事務所は、秦野南が丘もくせい西住宅管理事務所内に置きます。

(活動内容)

- 第 5 条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行います。
- (1) 会員相互の親睦を深め、仲間づくりを進める活動
 - (2) 会員の健康維持・増進を図るための活動
 - (3) 会員の趣味・教養を深めるための活動
 - (4) 地域社会をよくすることへの参加・協力及び地域社会との交流活動
 - (5) その他、会員の発案による本会目的に沿う活動

(経 緯)

- 第 6 条 本会の運営に必要な経費は、会員各自の公平な負担により賄うことを原則とします。
- 2、 「会計内規」は、別に定めます。

(役 員)

- 第 7 条 本会に次の役員をおきます。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 3名以内
 - (3) 会 計 1名
 - (4) 監 査 1名
- 2、 前項役員の外に、本会活動に関するレクレーション等、または、グループ活動ごとに特定のまたは臨時の世話人を設けることができます。

(役員任期)

第 8 条 役員は全ての会員の互選とし、任期は1年とします。ただし、再任は妨げないものとします。

- 2、 何らかの理由により役員が欠けた場合は、補欠の役員を互選するものとし、その役員の任期は、前任者の残任期間とします。

(役員職務)

第 9 条 役員職務は、次の通りとします。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括します。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行します。
- (3) 会計は本会の会計事務を行います。
- (4) 幹事は会務および会計の執行状況を監査し、監査結果を総会に報告します。幹事はまた役員会に出て意見を述べるすることができます。

(総会)

第 10 条 会長は、役員会の決定を経て、原則として毎年度始めに総会を開催し、次の事項を決議します。

- (1) 主な会の年間活動予定および運営方針
- (2) 予算および決算の承認、寄付の受納、会の財産に関する事項
- (3) 会則の改廃
- (4) その他、会長が必要と認めた事項

- 2、 総会の決定は、出席会員の過半数の賛成をもって成立するものとします。

(役員会)

第 11 条 必要の都度、会長は役員を招集し、会の活動および運営に関する計画および実施、その他について審議します。

- 2、 役員会には、世話人または関係のある会員の参加を求めることができます。

(例会)

第 12 条 多数の会員の集まり易い日を選んでなるべく頻繁に例会を開催し、会員の親睦・意見交換の場とします。また例会は、会員の発案により、前もって予定した会食・レクレーション等も合わせて実施することができるものとします。

- 2、 例会は、前もって通知すれば、一部または全部を、臨時に第 10 条に定める総会とすることができます。

(雑則)

第 13 条 本会の運用に当たっては、柔軟な対応が生かされるものとします。

- 2、 会員の慶弔事に関しては、別に「慶弔内規」で定めます。

(付 則)

この会則は、令和6年4月1日より施行します。前会則（令和2年4月）は、これを廃止します。

初版	平成 8年（1996年）4月	制定
第2版	平成12年（2000年）7月	一部改訂
第3版	平成23年（2011年）4月	一部改訂
第4版	平成25年（2013年）4月	一部改訂
第5版	令和 2年（2020年）4月	一部改訂
第6版	令和 2年（2020年）4月	一部改訂

2. ウェルシーシニアクラブ会計内規

(総 則)

第 1 条 ウェルシーシニアクラブの活動/運営に関する予算・決算および会計事務は、この内規の定めるところによることとします。

(会計年度)

第 2 条 会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとします。ただし、4月30日までは、前年度の予算の執行ができるものとします。

(予 算)

第 3 条 予算案は、翌年度の事業・活動を考慮して、総会までに役員会において立案するものとします。

(収 入)

第 4 条 収入は、会費、積立金、参加費、事業収入、利子収入、補助金等とします。
2、 会員は毎月一定額の会費を納入するものとし、数ヶ月分をまとめて納入することができるものとします。

会費の月額は、300円とします。ただし、ウェルシー自治会員以外の会員については、月額を400円とします。

3、 会食、レクレーション等、その他のグループ活動に必要な経費は、会の事業費からの正当な支出以外を参加費、積立金等として収入し公正な自己負担で賄うこととします。

世話を設けた場合、当該活動についてのみこれらの自己負担分の経理を、当該世話人が行うことができるものとします。

(会計経理)

第 5 条 会の活動に伴う経費の執行の責任は役員会にあるものとし、会計役員は、出納について管理し、証票書類と合わせて正しく記帳整理するものとします。

2、 補助金については、その趣旨に沿った執行を図るものとします。

(監 査)

第 6 条 決算は、総会に報告する前に、監査役員の監査を受けるものとします。

3. ウェルシーシニアクラブ慶弔内規

(総 則)

- 第 1 条 会員の慶弔に関する事項は、会員各自の自由意思によることを原則とします。
- 2、 ウェルシーシニアクラブの名においてする会員の慶弔事に関する対応は、この内規に基づいて行うものとします。

(慶 事)

- 第 2 条 会員の慶事に際しては、本会の名において「お祝い」を贈ることにします。

(お見舞い)

- 第 3 条 会員のお見舞いは、10日以上の入院、または、これと同等と思われる場合とします。
- 2、 会員のお見舞いに際しては、本会の名において「お見舞い」をします。
「お見舞い」は、5千円の「金封」とします。

(弔 事)

- 第 4 条 会員の弔事は、会員が死亡された場合とします。
- 2、 会員の弔事に際しては、本会の名において遺族に「弔意」を表します。
「弔意」の表明は、5千円の「金封」とします。